

○沖縄県立看護大学学内施設（物品）使用要領

（平成 11 年 4 月 15 日）

〔沿革〕平成 21 年 3 月 18 日 改正

第 1 条 この要領は、沖縄県立看護大学学生規程第 19 条に基づき、本学学生の学内施設、物品（以下「施設等」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 この要領の対象となる施設等は、次のとおりとする。

- 1 クラブ室
- 2 自治会室
- 3 体育館及び付帯施設（運動器具・物品を含む）
- 4 情報処理学習室
- 5 その他学内施設

第 3 条 本学学生は、前条各号に定める施設等を使用しようとするときは、別表に定める施設等管理責任者に別紙様式による「施設（物品）使用願」を使用する日の 3 日前までに提出して、その使用許可を得なければならない。

ただし、施設管理責任者が必要と認めた場合にはその限りではない。

- 2 第 2 条第 1 号及び第 2 号に定めるクラブ室、自治会室については、毎年 5 月末日までに、新設のクラブにあつては、新設の承認を得た後、代表者が前項に基づき、その使用許可を得るものとする。

第 4 条 施設管理責任者は、前条に基づく使用願いが提出されたときは、教育・研究及び学内行事等に支障のない限りその使用を許可するものとする。

第 5 条 本学学生の学内の施設等の使用に関しては、他の規程に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

第 6 条 その他この要領に定めのない事項及び要領の運用に関し必要な事項は、沖縄県立看護大学長が定める。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 15 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。

施設等管理責任者

施設名	施設等管理責任者
クラブ室	総務課長
自治会室	総務課長
体育館及び付帯施設 (運動器具・物品 含む)	体育担当教員
情報処理学習室	情報処理学習室担当教員
その他学内施設	各施設等管理責任者